

暮らしのお知らせ

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を控えてきてください。届け出に來た人の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などが必要ですよ。

また、住所が変わる人のマイナンバーカードも持ってきてください。外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

なお、一部の手続きを除き、届け出を受け付ける休日窓口サービスを毎週日曜日に実施しています。**マイナンバーで転出の届け出を**マイナンバーカードを持って

る人は、マイナンバーから転出の届け出ができます。

詳細はデジタル庁公式noteで確認してください。



デジタル庁公式note

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

10月下旬に送付します

医療費通知

市では、国民健康保険に加入している人の医療費通知を、10月下旬に世帯主宛てに送付します。

これは、1～7月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の添付資料として使用できます。なお、自由診療などの医療費通知に記載されていない医療費や、通知の発送が確定申告の

時期に間に合わない11・12月受診分については、領収書を必ず保管してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

アンケートにご協力を

総合保健福祉計画

市では、総合保健福祉計画の策定に向けて、次の通りアンケートを実施します。

期間 10月31日(金)まで

対象 市内在住の18～64歳の人

回答方法 専用フォーム

ムから回答する

※くわしくは社会福祉課(☎20・1536)へ。



専用フォーム

可燃ごみで出さないで

リチウムイオン電池の捨て方

モバイルバッテリーや電子たばこなどに内蔵されているリチウムイオン電池は、衝撃を加えると発火や爆発の恐れがあり、火災や作業員のけがの原因となります。

ごみとして出す時は、リサイクル回収協力店に持ち込むか、必ず電源が入らない状態に放電してから、金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として出してください。

事故発生防止のために、皆様のご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

消費生活センターからお知らせします

買い取り業者との取引に注意!

買い取り業者が自宅を訪問し、物品を買い取ってくれる訪問買い取りサービスがあります。店舗に出向く必要がなく便利な反面、「相場よりも安価な金額で強引に買い取られた」などのトラブルが多発しています。

被害に遭わないためにも、次のことを心掛けましょう。

- 買い取り業者から電話があっても容易に訪問を承諾しない
- 突然訪問してきた買い取り業者は家の中に入れない
- 物品を売却する時は必ず契約書面を受け取る

契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間内は、物品の引き渡しを拒むことができます。

また、買い取り業者が飛び込みで勧誘したり、断ったにも関わらず再び勧誘したりすること、売ることを承諾していない物を買収しようとするのは法律で禁止されています。勧誘されたらきっぱり断りましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



9月1日(月)～15日(月・祝)

1日	行政改革推進本部・幹事会合同会議
2日	市議会一般質問(～5日)
7日	御待夜祭
8日	千葉県市長会・町村会当初予算編成に対する知事要望 空港対策特別委員会
9日	教育民生常任委員会
10日	経済環境常任委員会
11日	総務常任委員会
12日	庁議
13日	成田伝統芸能まつり秋の陣 ファミリーコンサートin玉造
14日	土砂災害訓練(松崎区)
15日	久住地区敬老会 公津地区敬老会



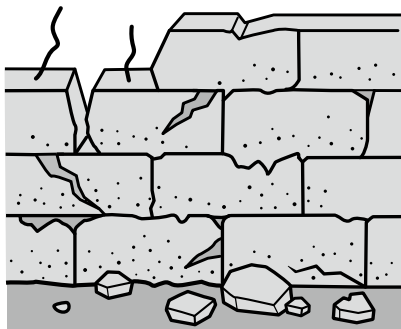
成田伝統芸能まつり秋の陣で(13日)

危険ブロック塀の除却

費用を補助します

道路に面している危険なブロック塀などを、市内業者を利用して除却する場合に、その費用の一部を補助します。

補助対象に当たるかは職員が現地確認しますので、建築住宅課(市役所5階 ☎20・1564)へ相談してください。



申請方法などの詳細は市ホームページ



市ホームページ

対象Ⅱ補強コンクリートブロック造または組積造(コンクリートブロック造・石造・レンガ造など)で、地震により倒壊の恐れがある、道路などに面している塀の所有者

補助額Ⅱ危険なブロック塀などの除却にかかった費用の2分の1(上限10万円)

※くわしくは建築住宅課へ。

定期的な点検・清掃を

合併処理浄化槽

浄化槽の維持管理を怠ったり使い方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭の発生や、川や沼の水質悪化を招く原因になり

ます。

浄化槽の機能を発揮させるために、次のような適切な維持管理が義務付けられています。

○保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上、人槽により異なる)

○清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)

○法定検査：正常に機能しているかを確認するための県浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

有効活用しませんか

農地中間管理事業

千葉県園芸協会では、農地を貸したい人と借りたい人を仲介する農地中間管理事業を行っています。高齢で農作業ができない、後継者がいないといった農業者から農地を借り受け、経営規模を拡大したい農業者などへの貸し付けを仲介しています。

希望する人は、成田地区は成田市農業センター(☎22・6581)、下総・大栄地区は農政課(☎20・1542)へ相談してください。

※くわしくは同課へ。

加入しませんか

農業者年金

農業者年金は、農業者の老後所得の充実を図るための公的年金制度です。自分で積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が決まる積み立て方式で、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

対象Ⅱ20～59歳の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している人

保険料月額Ⅱ2万円～6万7、000円(35歳未満の人は1万円から加入できます)

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

支援を行います

介護版なりた手当

市では、介護サービス事業所で中心的役割を担う介護職員を支援するため、一定の要件を満たす人を対象に、介護版なりた手当を支給します。詳細は市ホームページで確認してください。



市ホームページ

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。

職場環境を見直そう

全国労働衛生週間

毎年10月1日～7日は全国労働衛生週間です。

労働者の健康管理や職場環境の改善などを行い、職場の労働衛生意識を高めましょう。

※くわしくは千葉労働局健康安全課(☎043・221・4312)へ。

暮らしのお知らせ

被害を減らすために

イノシシ対策 一斉刈払い月間

毎年10月はイノシシ対策一斉刈払い月間です。耕作放棄地はイノシシのすみかとなる恐れがあります。イノシシによる農作物被害を減らすため、定期的に草刈りを行うなど、適切に管理しましょう。

※くわしくは県印旛農業事務所企画振興課(☎043・483・1129)へ。

専門家が応じます

不動産鑑定士による 無料相談

日時 10月10日(金) 午前10時～午後3時30分

会場 市役所1階ロビー

内容 不動産の価格・賃料・権利



関係など

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉県不動産鑑定士協会(☎043・222・7588)へ。

建築士による

住宅無料耐震相談

住宅の耐震性や耐震診断・耐震改修の方法などの相談を無料で受け付けています。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(19ページ)で確認してください。

対象 一戸建て住宅・併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・共同住宅のいずれかを市内に所有している人
定員(1日当たり) 6組(先着順)
持ち物 図面(ない場合は柱と壁の位置が分かる間取り図)
※申し込みは開催日の2日前までに建築住宅課(☎20・1564)へ。

できることから始めよう

印旛沼浄化推進運動月間

毎年10月は印旛沼浄化推進運動

月間です。皆さんも家庭でできる浄化対策を心掛けましょう。

○調理くずなどを流さないよう、水切り袋や三角コーナーを使う
○食器や鍋は、油污れを布・紙などで拭き取ってから洗う
○使用済み天ぷら油は市の回収場所に持っていくか凝固剤を使う
○せっけんや洗剤を使い過ぎない
○くみ取りや単独処理浄化槽から早めに合併処理浄化槽などに切り替える

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

建物のルールを守って

違反建築防止週間

毎年10月15日～21日は違反建築防止週間です。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定められた基準を守り、適正に工事を進めましょう。新築時は法令に適合していても、その後の改修や使い方の変更により違反となる場合があります。改修などの際は、事前に建築士に相談しましょう。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

犯罪被害に遭わないために

安全で安心な まちづくり旬間

毎年10月11日～20日は安全で安心なまちづくり旬間です。現在、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持って、さまざまな防犯活動を行っています。犯罪件数は増加傾向にあります。

特に自転車やエアコンの室外機の盗難が増加しているほか、電話de詐欺や、警察官をかたる手口の特殊詐欺も発生しています。

一人一人が防犯意識を高め、被害を防ぎましょう。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

絶対に見逃さない

滞納整理強化期間

県と市では、県税・市税の滞納を防止するため「滞納は絶対に見逃さない」を合言葉に、10～12月を滞納整理強化期間としています。期間中は、滞納者に対する徴収対策(文書催告、財産調査、自宅などの搜索、給与・預貯金などの差し押さえ、自動車のタイヤロッ

ク)を強化しています。税金は納期限までに必ず納めましょう。

※くわしくは、県税については佐倉国税事務所(☎043・483・1150)、市税については納税課(☎20・1519)へ。

製造・販売・使用は犯罪です

不正軽油

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、市民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため「買わない」「売らない」「使わない」を合言葉に、販売や使用の防止にご協力をお願いします。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1116)へ。

ハロウィンジャンボ宝くじ

10月19日(日)までハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニが販売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。なお、令和6年度は1,259万円が市に交付されました。